

医療廃棄物処理委託業務仕様書

本仕様書は、京丹波町直診の医療施設等である国保京丹波町病院・国保京丹波町和知診療所・京丹波町介護療養型老人保健施設（以下「甲」という。）が委託する医療廃棄物処理業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、甲が排出する医療廃棄物の処理を、乙が受託し、適正に処理することを目的とする。

2 委託期間

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

平成22年4月1日～平成25年3月31日（3年間）

3 業務内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守して医療廃棄物の収集運搬・処理業務を行う。

- (1) 甲から発生する感染性廃棄物等は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 甲から発生する感染性廃棄物等を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 感染性廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却（溶融）処理し、焼却（溶融）処分後の残渣物は、埋立て処分するものとする。
- (4) 上記許可事項に変更があった場合は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。

4 廃棄物の種類

甲が乙に委託する医療廃棄物は以下の通りとする。

- (1) 感染性廃棄物
- (2) 感染性廃棄物（紙おむつ）
- (3) 非感染性廃棄物（廃プラスチック類）

5 处理予定数量

甲が乙に委託する年間予定処理数量は以下の通りである。

(1)	感染性廃棄物	12,500リットル 15,500リットル
(2)	感染性廃棄物（紙おむつ）	54,500リットル 67,500リットル
(3)	非感染性廃棄物（廃プラスチック類）	17,600リットル 22,000リットル

6 マニフェスト

(1) 甲、乙は上記4の医療廃棄物の収集・運搬及び処分につき、医療廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。

(2) マニフェストは業務委託料に含まれ、乙が甲に必要量提供する。

7 廃棄物梱包容器の提供

廃棄物梱包容器は業務委託料に含まれるものとし、必要量を提供する。なお、容器は、感染性廃棄物で鋭利なものについては、金属製又はプラスチック製等（耐貫通性のある堅牢な容器）を使用する。

感染性で固形状のものについては、丈夫なプラスチック袋を2重にするか、堅牢な容器を使用する。

感染性で液状又は泥状のものについては、廃液等が漏れない密閉容器を使用する。

非感染性廃棄物については、収納しやすく損傷しにくい容器を使用する。

上記についてそれぞれバイオハザードマークで表示すること。

8 責任

乙は、甲から委託された医療廃棄物を、受入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を追うものとする。

9 資格等

乙は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の1第1項及び第14条の4第1項の規定に基づき、甲にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者でなければならない。

乙は甲が委託した医療廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の1第6項及び第14条の4第6項の規定により甲にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。

乙は処分業者の分も含め、医療廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を甲に提出し、確認をうけなければならない。契約後、変更があった場合も同様とする。

10 業務遂行注意事項

業務遂行にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 病院等業務に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に甲へ連絡すること。
- (2) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。

1.1 契約内容

支払方法	毎月後払
見積金額	上記4の医療廃棄物処理業務については、1リットル当たりに要する金額を記載し、年間予定数量に単価を乗じた年間金額の合計（税抜き）で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする。 ただし、入札書に記載する金額は共通事項に示すとおりとする。
入札単価	年間の予定数量に変動があり、不確定なため、入札後は単価契約とする。
その他	上記医療廃棄物処理業務の見積金額については、収集運搬費・処理費・収集容器代・マニフェスト代等のすべてが含まれたものとする。

1.2 提出書類

下記書類を入札書と共に提出してください。下記書類の提出がない場合、又は、書類に不足があった場合、入札書を無効として取り扱いますので、ご留意ください。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第三節 産業廃棄物処理業の許可書写
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第四節 特別管理産業廃棄物処理業の許可書写

1.3 特約事項

本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を変更し、又は解除することができる。

前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。